

児童の売買，児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の  
選択議定書

第1回報告審査に関する児童の権利委員会からの質問事項に対する  
日本政府回答（仮訳）

2010年4月

1. 入手可能であれば，以下に関する2006-2009年の統計資料（国籍，年齢，性別，種族的出身，地理的位置，及び社会経済的地位別）を提供願いたい。

(a) 児童の売買，児童買春及び児童ポルノの報告件数，起訴件数，事件の結果及び犯人に対する処罰。

（答）

● 検挙件数（人員）

（単位：件（人））

	2006年	2007年	2008年	2009年
児童売買	11(13)*1	0(0)	9(8)*2	3(2)*3
児童買春	1613(1140)*4	1347(984)*5	1056(860)*6	1095(865)*7
児童ポルノ	616(350)*8	567(377)*9	676(412)*10	935(650)*11

* 1	日本人	男性	7人	(30歳代1人, 40歳代3人, 50歳代3人)
	インドネシア人	女性	3人	(20歳代2人, 30歳代1人)
	中国(台湾)人	女性	3人	(40歳代1人, 50歳代2人)
* 2	日本人	男性	3人	(20歳代1人, 30歳代1人, 40歳代1人)
		女性	1人	(10歳代1人)
	中国(台湾)人	男性	1人	(50歳代1人)
		女性	3人	(40歳代2人, 50歳代1人)
* 3	日本人	男性	1人	(40歳代1人)
		女性	1人	(10歳代1人)

* 4	日本人	男性	1096人	(10歳代20人、20歳代296人、30歳代434人、40歳代222人、50歳代88人、60歳代29人、70歳以上7人)
		女性	31人	(10歳代23人、20歳代3人、30歳代2人、40歳代2人、50歳代1人)
	韓国人	男性	6人	(20歳代3人、30歳代3人)
	中国人	男性	1人	(30歳代1人)
	アメリカ人	男性	1人	(30歳代1人)
	フィリピン人	男性	1人	(30歳代1人)
	パキスタン人	男性	1人	(30歳代1人)
	北朝鮮人	男性	1人	(30歳代1人)
		女性	1人	(50歳代1人)
	ブラジル人	男性	1人	(40歳代1人)

* 5	日本人	男性	957人	(10歳代26人、20歳代241人、30歳代357人、40歳代227人、50歳代72人、60歳代26人、70歳以上8人)
		女性	12人	(10歳代8人、20歳代2人、30歳代2人)
	韓国人	男性	8人	(20歳代2人、30歳代3人、40歳代1人、50歳代1人、60歳代1人)
	中国人	男性	1人	(20歳代1人)
	フィリピン人	男性	1人	(20歳代1人)
	パキスタン人	男性	1人	(20歳代1人)
	ブラジル人	男性	1人	(40歳代1人)
	インド人	男性	1人	(30歳代1人)
	バングラデシュ人	男性	1人	(30歳代1人)
	アルゼンチン人	男性	1人	(30歳代1人)

* 6	日本人	男性	836人	(10歳代15人、20歳代209人、30歳代335人、40歳180人、50歳代67人、60歳代26人、70歳以上4人)
		女性	16人	(10歳代12人、30歳代1人、40歳代1人、50歳代2人)
	韓国人	男性	1人	(40歳代1人)
	中国人	男性	1人	(20歳代1人)
	パキスタン人	男性	1人	(40歳代1人)
	北朝鮮人	男性	1人	(30歳代1人)
	バングラデシュ人	男性	1人	(40歳代1人)
	イギリス人	男性	1人	(30歳代1人)
	イラン人	男性	1人	(30歳代1人)
	ナイジェリア人	男性	1人	(40歳代1人)

* 7	日本人	男性	837人	(10歳代16人, 20歳代219人, 30歳代329人, 40歳183人, 50歳代61人, 60歳代22人, 70歳以上7人)
		女性	17人	(10歳代17人)
	韓国人	男性	8人	(30歳代4人, 40歳代2人, 50歳代1人, 70歳以上1人)
	中国人	男性	2人	(20歳代1人, 30歳代1人)
	バングラデシュ人	男性	1人	(40歳代1人)
* 8	日本人	男性	325人	(10歳代37人, 20歳代85人, 30歳代109人, 40歳63人, 50歳代20人, 60歳代11人)
		女性	23人	(10歳代12人, 20歳代1人, 30歳代3人, 40歳代3人, 50歳代3人, 70歳以上1人)
	中国人	男性	1人	(20歳代1人)
		女性	1人	(10歳代1人)
* 9	日本人	男性	357人	(10歳代28人, 20歳代77人, 30歳代130人, 40歳87人, 50歳代23人, 60歳代12人)
		女性	20人	(10歳代6人, 20歳代4人, 30歳代7人, 40歳代1人, 50歳代1人, 70歳以上1人)
* 10	日本人	男性	380人	(10歳代59人, 20歳代87人, 30歳代130人, 40歳73人, 50歳代24人, 60歳代7人)
		女性	28人	(10歳代14人, 20歳代7人, 30歳代4人, 40歳代3人)
	ペルー人	男性	1人	(10歳代1人)
		女性	1人	(10歳代1人)
	ブラジル人	男性	1人	(10歳代1人)

* 1 1	日本人	男性	5 8 1 人	(10 歳代 104 人, 20 歳代 128 人, 30 歳代 185 人, 4 代 124 人, 50 歳代 25 人, 60 歳代 10 人, 70 歳以上 5 人)
		女性	5 9 人	(10 歳代 31 人, 20 歳代 12 人, 30 歳代 13 人, 40 歳代 2 人, 50 歳代 1 人)
	中国人	男性	2 人	(1 0 歳代 1 人, 4 0 歳代 1 人)
	ブラジル人	男性	2 人	(3 0 歳代 1 人, 4 0 歳代 1 人)
	フィリピン人	女性	1 人	(1 0 歳代 1 人)
	韓国人	男性	5 人	(2 0 歳代 1 人, 3 0 歳代 3 人, 4 0 歳代 1 人)

\* 7 及び \* 1 1 は全て暫定値

(b) 日本国内において、並びに、日本へまた日本から性的搾取目的で人身取引された児童の数、起訴件数及び事件の結果に関する追加的情報、及び日本から国外追放あるいは本国へ帰還された人身取引被害児童数。

(答)

(問 1 (a) 及び (b) の起訴件数)

1. 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」違反被疑事件（第 4 条～第 8 条違反）に係る全体の起訴人員数

調査年	起訴人員
2006年	1,538人
2007年	1,393人
2008年	1,294人

(参考) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

第 4 条 児童買春

第 5 条 児童買春周旋

第 6 条 児童買春勧誘

第 7 条 児童ポルノ提供等

第 8 条 児童買春等目的の人身売買等

2. 警察では、2006年～2009年の間、人身取引事犯に係る被害児童5人を保護した。

【内訳】

2006年	2人	インドネシア人	女性1人	年齢15歳
2007年	なし			
2008年	2人	日本人	女性1人	年齢17歳
		中国人	女性1人	年齢17歳
2009年	1人	日本人	女性1人	年齢17歳

3. 2006年から2009年末までにおいて、法務省入国管理局が保護又は帰国支援した人身取引被害者の児童は10人であり、全員が女性である。

国籍別では、フィリピン7人、インドネシア2人、バングラデシュ1人となっており、年齢別では、17歳が4人、16歳が3人、15歳が3人となっている。

同児童は、7人がホステス、1人がホステス兼売春婦、1人が売春婦として働

かされていたほか、残る 1 人はブローカーによる性的搾取の被害を受けていた。

また、同児童は、全員が本邦に不法入国した者であったが、全員に在留特別許可を付与し、帰国を希望した 8 人（フィリピン 6 人、インドネシア 2 人）は帰国したほか、残る 2 人（フィリピン 1 人、バングラデシュ 1 人）は在留を継続しており、本邦から退去強制した被害者はいない。

(c) 本選択議定書第9条3及び4にて定義されている回復援助及び補償を受けた被害児童の数、及び被害者に提供された再統合プログラムの有無。

(答)

児童相談所においては、児童の売買、児童買春及び児童ポルノの被害にあった児童について相談があった場合は、児童心理司等による面接やカウンセリングを行うとともに、必要に応じて、専門医療機関による診察等を行う等の支援を行っている。また、緊急的な保護を必要とする場合には一時保護を行い、児童の生活の立て直しが必要な場合等には児童福祉施設への入所措置等を行っている。



(d) 日本人が関係する児童買春ツアー犯罪の報告件数, 起訴件数, 及び犯人に対する処罰を含む事件の結果に関する追加的情報。

(答)

1. 児童買春ツアーではないが, 海外における日本人による児童買春事犯として, 2006年に1件(男性1人, 20歳代)を検挙している。(警察庁)

2. 日本人が関係する児童買春ツアー犯罪という分類による起訴人員数は, 把握していない。

2. 本選択議定書の実施に関連する政策調整を目的としたメカニズムに関する情報を提供願いたい。

(答)

1. 関係省庁の緊密な連携の下、人身取引の撲滅と被害者の保護に向けた必要な措置を早急かつ着実に実施するため、人身取引対策関係省庁連絡会議を2004年4月に設置し、政府一体となった総合的・包括的な人身取引対策を推進してきた。同連絡会議は、全閣僚で構成する犯罪対策閣僚会議の下に位置付けられており、現在の構成省庁は、内閣官房、内閣府、警察庁、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省及び海上保安庁である。

2009年12月に開催された犯罪対策閣僚会議第14回会合では、我が国の人身取引をめぐる近年の情勢を踏まえ、人身取引対策に係る懸案に適切に対処し、政府一体となった対策を引き続き推進していくため、人身取引対策行動計画2009が決定されたところであり、現在、同計画に基づく人身取引対策を推進しているところである。

2. また、児童ポルノが被害児童に深刻な影響を与え、青少年の健全な育成を阻害することから、関係省庁が連携し、児童ポルノの排除に向けた国民運動の実施等、児童ポルノを排除するための総合的な対策を検討・推進するため、「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」が設置され、本年2月4日第1回会合が開かれた。

3. 国及び地方レベルにおいて、本選択議定書実施のモニターを目的として設置された機関の有無につきお示し願いたい。

(答)

本選択議定書の実施に特化したモニターを行っている公的機関は存在しないが、本選択議定書に定める児童の権利の実体的な保障は、国内関係省庁それぞれが実施している各種施策の展開を通じて担保されており、それら施策の評価等は、それぞれの省庁が責任を持って実施している。

4. 被害児童の帰還及び社会的統合についての情報を含め、買春あるいは性的搾取目的で児童が人身取引された経由国／送り出し国との協力に関する情報を提供願いたい。

(答)

警察では、人身取引事犯の捜査過程で、送り出し国等の被疑者（現地ブローカー等）が判明した場合は、当該国の捜査機関に捜査情報を提供し、当該被疑者の検挙を依頼している。また、外国捜査機関から、人身取引事犯に関する情報提供があった場合は、適切に捜査を行い、人身取引事犯の検挙に努めている。

また、我が国はIOM（国際移住機関）を通じた人身取引被害者の帰国・社会復帰支援を行っており、2010年3月1日までに総計176名を支援し、うち17名は18歳未満の児童である。

5. 本選択議定書に規定されている犯罪の被害児童を保護する目的で実施中の法的／その他の措置を、委員会に報告願いたい。

(答)

1. 警察では、各都道府県警察に設置されている少年サポートセンターに少年相談窓口を設置し、犯罪被害等の面接相談を受け付けるなど被害児童の発見保護に努めている。

また、児童買春事犯や児童ポルノ事犯等、被害が潜在化しやすい少年福祉犯罪等に関する通報を匿名で受け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う事業（2007年10月運用開始）により、被害児童の発見保護に努めている。

2. 政府報告パラ56, 58, 61及び65に記載した措置のほか、裁判所は、被害者である児童又はその法定代理人等の申出があるときで一定の場合には、被告事件の裁判に参加を許すものとされ（刑事訴訟法第316条の33）、被害者参加を許された被害者等は、公判期日に出席したり、被告人に質問することができる。また、児童が被害者となっている一定の事件の公判手続においては、被害者の氏名や住所などを公開の法廷で明らかにしないこととすることができるほか（同法第290条の2）、児童の情操を害するような尋問については、訴訟指揮権により尋問が制限されることもある（同法第294条、第295条）。

検察庁においては、犯罪被害者等に対し、事件の処理結果、公判期日、裁判結果、受刑者の釈放に関する事項等を通知している。2007年12月からは、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して、被害者等からの希望に応じて、刑事裁判確定後の加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。

警察機関から、犯罪被害者と加害者との接触回避などの措置を講じるために必要であるとして、再被害防止措置上必要な受刑者の釈放に関する情報の通報要請があった場合、法務省は、通報を行うのが相当であると認められるときは、当該情報を警察機関に通報している。

加害者の仮釈放等の審理においては、被害児童又はその法定代理人の申出に応じて、地方更生保護委員会が、仮釈放等に関する意見などを聴取している。

### 3. 児童相談所における措置

#### (1) 法的措置

児童相談所において、緊急的な保護を必要とする場合には、児童福祉法に基づき、一時保護を行い、児童の生活の立て直しが必要な場合等には児童福祉施設への入所措置等を行っている。

## （２）その他の措置

また、児童相談所においては、児童の売買、児童買春及び児童ポルノの被害にあった児童について相談があった場合は、児童心理司等による面接やカウンセリングを行うとともに、必要に応じて、専門医療機関による診察等を行う等の支援を行っている。

6. 児童の売買、児童買春、及びコミックにおける児童の描写を含む児童ポルノ等の組織犯罪を根絶するためにとられた措置を、委員会に報告願いたい。

(答)

1. 警察庁においては、児童ポルノを記録したDVD等を大量に製造・販売していた事件において、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(2007年8月18日法律第136号)を適用して犯罪収益を没収するなど、児童ポルノにかかる組織犯罪の根絶に向けた措置を講じている。

2. また、法務省においても、組織的な児童買春・児童ポルノ事犯等につき、厳正に対処するとともに、犯罪収益の剥奪を徹底している。

3. 2008年11月リオデジャネイロにて、世界中から3000人以上の出席を得て開催された「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」において、2001年横浜会議の主催国である我が国は、今後も我が国が児童の性的搾取の問題に国際社会と共に積極的に取り組む方針を表明した。2009年4月に確定した成果文書「リオデジャネイロ宣言及び行動への呼びかけ」をふまえ、関係機関との協力の下、同文書の国内の周知にも努めている。

7. ストリートチルドレン，付添人のない庇護申請児童，施設収容児童等，特に脆弱な児童をかかえる犯罪被害から守るためにとられた，特別な措置の有無につきお示し願いたい。

(答)

上記の児童を対象とした特別な措置ではないが，児童をかかえる犯罪被害から守るため，街頭補導，少年相談，事件捜査等の各種警察活動を通じて，保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる要保護児童を発見した場合には，児童相談所に対して迅速に通告するなど，その発見・保護に努めている。

被害児童について，児童養護施設等において，心理的ケアが必要な児童に対し心理療法を行う心理療法担当職員等の人員の配置や，できる限り家庭的な環境の中で個別的な関係を重視した小規模グループケアの実施等を行っている。